

### 1 自己評価及び外部評価結果

**【事業所概要(事業所記入)】**

事業所番号	4071801213		
法人名	社会福祉法人 光綾会		
事業所名	グループホーム 陽楽		
所在地	〒820-0051 福岡県飯塚市庄司1020番地1	Tel 0948-25-7200	
自己評価作成日	令和03年07月13日	評価結果確定日	令和03年09月09日

**【事業所が特に力を入れている点・アピールしたい点(事業所記入)】**

季節には鳥のさえずりが聞こえ、自然豊かな場所でゆったりと広く落ち着いた古民家調のホームです。現在、コロナウイルス感染症拡大防止の為、検温・マスク着用・消毒・苑内消毒・外出・面会禁止等を行い、利用者様が、その方らしく、安心して過ごせる事を第一に考え、また、ご家族との面会禁止の中、ストレス軽減に努めています。スタッフのまともにも良く、常に向上心を持ち仕事に取り組んでおり、身体面・知的面・情緒面などを考慮したレクリエーションの検討やケースカンファレンスの実施、そして職員個々の気づきを大切にしています。また、ご家族と情報の共有(電話や状況報告等)を図り、良好な信頼関係を築きながら、「利用者主体」「尊厳の保持」「自立支援」の実現に向けて日々支援にあたっています。

※事業所の基本情報は、公表センターページで閲覧してください。(↓このURLをクリック)

基本情報リンク先	<a href="https://www.kaiakensaku.mhlw.go.jp/40/index.php">https://www.kaiakensaku.mhlw.go.jp/40/index.php</a>
----------	---

**【評価機関概要(評価機関記入)】**

評価機関名	特定非営利活動法人 北九州シーダブル協会		
所在地	福岡県北九州市小倉北区真鶴2丁目5番27号	Tel 093-582-0294	
訪問調査日	令和03年08月19日		

**【外部評価で確認した事業所の優れている点、工夫点(評価機関記入)】**

「陽楽」は、飯塚市郊外の緑豊かな自然環境の中に古民家風のグループホーム(定員9名)である。利用者職員は、地域行事やいきいきサロンに地域の一員として積極的に参加し、地域との交流を深めている。ホーム長を中心に、職員間でチーム介護に取り組み、声掛けやスキンシップを心掛けた思いやりのある介護を実践している。家族との関係も大切にし、家族同志の交流を通して悩みや不安を話し合い、家族からの評価は高いものがある。協力医療機関の往診と訪問看護師、介護職員が協力し、24時間安心して任せられる医療連携を整えている。食事は新鮮で豊富な食材を使い、彩や盛り付け、形状に工夫した自慢の美味しい料理を完食し、利用者の健康増進に取り組んでいる。また、地域福祉事業の拠点を目指し、地域から頼りにされる事業所として地域貢献にも取り組むグループホーム「陽楽」である。

**V. サービスの成果に関する項目(アウトカム項目) ※項目No.1~57で日頃の取り組みを自己点検したうえで、成果について自己評価します**

項目		取り組みの成果 ↓該当するものに○印		項目		取り組みの成果 ↓該当するものに○印	
58	職員は、利用者の思いや願い、暮らし方の意向を掴んでいる (参考項目:25,26,27)	○	1. ほぼ全ての利用者の	65	職員は、家族が困っていること、不安なこと、求めていることをよく聴いており、信頼関係ができている (参考項目:9,10,21)	○	1. ほぼ全ての家族と
			2. 利用者の2/3くらいが				2. 家族の2/3くらいと
			3. 利用者の1/3くらいが				3. 家族の1/3くらいと
			4. ほとんど掴んでいない				4. ほとんどできていない
59	利用者と職員が、一緒にゆったりと過ごす場面がある (参考項目:20,40)	○	1. 毎日ある	66	グループホームに馴染みの人や地域の人々が訪ねて来ている (参考項目:2,22)	○	1. ほぼ毎日のように
			2. 数日に1回程度ある				2. 数日に1回程度
			3. たまにある				3. たまに
			4. ほとんどない				4. ほとんどない
60	利用者は、一人ひとりのペースで暮らしている (参考項目:40)	○	1. ほぼ全ての利用者が	67	運営推進会議を通して、地域住民や地元の関係者とのつながりが拡がったり深まり、事業所の理解者や応援者が増えている (参考項目:4)	○	1. 大いに増えている
			2. 利用者の2/3くらいが				2. 少しずつ増えている
			3. 利用者の1/3くらいが				3. あまり増えていない
			4. ほとんどいない				4. 全くいない
61	利用者は、職員が支援することで生き生きした表情や姿がみられている (参考項目:38,39)	○	1. ほぼ全ての利用者が	68	職員は、生き活きと働いている (参考項目:11,12)	○	1. ほぼ全ての職員が
			2. 利用者の2/3くらいが				2. 職員の2/3くらいが
			3. 利用者の1/3くらいが				3. 職員の1/3くらいが
			4. ほとんどいない				4. ほとんどいない
62	利用者は、日常的に戸外へ出かけている (参考項目:51)	○	1. ほぼ全ての利用者が	69	職員から見て、利用者はサービスにおおむね満足していると思う	○	1. ほぼ全ての利用者が
			2. 利用者の2/3くらいが				2. 利用者の2/3くらいが
			3. 利用者の1/3くらいが				3. 利用者の1/3くらいが
			4. ほとんどいない				4. ほとんどいない
63	利用者は、健康管理や医療面、安全面で不安なく過ごせている (参考項目:32,33)	○	1. ほぼ全ての利用者が	70	職員から見て、利用者の家族等はサービスにおおむね満足していると思う	○	1. ほぼ全ての家族等が
			2. 利用者の2/3くらいが				2. 家族等の2/3くらいが
			3. 利用者の1/3くらいが				3. 家族等の1/3くらいが
			4. ほとんどいない				4. ほとんどできていない
64	利用者は、その時々状況や要望に応じた柔軟な支援により、安心して暮らしている (参考項目:30)	○	1. ほぼ全ての利用者が				
			2. 利用者の2/3くらいが				
			3. 利用者の1/3くらいが				
			4. ほとんどいない				

## 自己評価および外部評価結果

〔セル内の改行は、(Altキー)+(Enterキー)です。〕

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
<b>I. 理念に基づく運営</b>					
1	1	○理念の共有と実践 地域密着型サービスの意義をふまえた事業所理念をつくり、管理者と職員は、その理念を共有して実践につなげている	事業所の理念をいつでも目にとまる場所に掲示しており、朝のミーティングで復唱しています。利用者様がその方らしく、安心して過ごして頂けるように職員で意見交換し合い、情報を共有しケアの向上に努めています。	ホームが目指す「介護理念と職員心得」を見やすい場所に掲示し、毎日の申し送り時に出勤職員で唱和し、理念の意義や目的、職員の介護に対する心得を理解して、利用者本位の介護サービスの提供に取り組んでいる。地域密着型事業所として、地域から頼りになる事業所を目指し、職員が一丸となって取り組んでいる。	
2	2	○事業所と地域とのつきあい 利用者が地域とつながりながら暮らし続けられるよう、事業所自体が地域の一員として日常的に交流している	コロナウイルス感染症拡大防止の為、地域の行事等が全て中止になっています。地域の為にも日々感染症予防に努めています。	コロナ対策以前は、自治会に加入し、利用者や職員は、地域の公民館の生き生きサロンに参加し、地域の方と交流を図り、親しくなった近所の方がホームに遊びに訪れている。また、高齢者家族から介護相談を受けたり、認知症高齢者の悩みや心配事を解決できる支援体制を整えている。	
3		○事業所の力を活かした地域貢献 事業所は、実践を通じて積み上げている認知症の人の理解や支援の方法を、地域の人々に向けて活かしている	運営推進会議はコロナウイルス感染症防止の為、文書による開催とし、苑での支援等をお伝えしています。		
4	3	○運営推進会議を活かした取り組み 運営推進会議では、利用者やサービスの実際、評価への取り組み状況等について報告や話し合いを行い、そこでの意見をサービス向上に活かしている	コロナウイルス感染症拡大防止の為、2か月に1回、文書による開催を行っており、行事内容や利用者様の状況報告に加えて、毎回テーマ別の勉強会や問題点等について、参加者の方々から貴重なご意見を頂き、サービスの向上に活かしています。	運営推進会議は、2ヶ月毎に開催し、参加した委員にとって、知識や情報を吸収できる重要な会議と捉え、充実した意見交換会である。出された意見は検討し、ホーム運営や業務改善に活かされるように取り組んでいる。毎回テーマを決めて研修会を開催し、参加者の楽しみになっていたがコロナ禍の中で現在は書面で開催している。	
5	4	○市町村との連携 市町村担当者と日頃から連絡を密に取り、事業所の実情やケアサービスの取り組みを積極的に伝えながら、協力関係を築くように取り組んでいる	介護相談員派遣事業はコロナウイルス感染症拡大防止の為、中止となっています。地域包括センター職員には文書での運営推進会議開催に参加して頂いています。	運営推進会議に、地域包括支援センター職員が参加し、ホームの現状を理解した上で、アドバイスや情報提供を受け行政と協力関係を築いている。ホーム長は、行政窓口にも、ホームの現状や介護の疑問点を相談し、事故や困難事例等を報告している。また、コロナ対策以前は、介護相談員が毎月来訪し、利用者と一緒に時間を過ごしていたが、現在は中止している。	
6	5	○身体拘束をしないケアの実践 代表者および全ての職員が「介護指定基準における禁止の対象となる具体的な行為」を正しく理解しており、玄関の施錠を含めて身体拘束をしないケアに取り組んでいる	玄関には、センサーを設置していますが管理者や職員は身体拘束にあたる行為を正しく理解し、取り組んでいます。また、身体拘束をしないための委員会を3か月に1回以上開催し、身体拘束をしないケアの実践に取り組んでいます。	外部の研修会に参加した職員が、ホームの伝達研修の中で報告し、身体拘束が利用者にも与える影響について職員間で理解し、言葉や薬の抑制も含めた身体拘束をしない介護サービスに取り組んでいる。また、禁止行為の具体的な事例を挙げて検証し、職員の意識付けを行っている。	
7		○虐待の防止の徹底 管理者や職員は、高齢者虐待防止関連法について学ぶ機会を持ち、利用者の自宅や事業所内での虐待が見過ごされることがないように注意を払い、防止に努めている	研修や学習会で、高齢者虐待防止法について学んでおり、全ての職員は、利用者様の尊厳を保ち、その方らしく生活して頂けるように配慮しています。また、虐待防止委員会を3か月に1回以上開催し、虐待の防止に努めています。		

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
8	6	○権利擁護に関する制度の理解と活用 管理者や職員は、日常生活自立支援事業や成年後見制度について学ぶ機会を持ち、個々の必要性を関係者と話し合い、それらを活用できるよう支援している	研修や学習会で、権利擁護について学ぶ機会を持ち、理解を深めています。利用者様やご家族にも成年後見制度等について契約時に説明しております。	権利擁護の制度について、研修会に職員が交代で参加し、制度が利用者や家族にとって重要であることを理解し、資料やパンフレットを用意して、利用者や家族から相談があれば、制度の内容や申請手続きについて説明し、利用者の権利や財産が、不利益を被らない支援に取り組んでいる。	
9		○契約に関する説明と納得 契約の締結、解約又は改定等の際は、利用者や家族等の不安や疑問点を尋ね、十分な説明を行い理解・納得を図っている	契約の締結、解約や改定などの際、利用者様やご家族の方にも重要事項説明書、利用契約書で十分な説明を行い、文書で同意を得ています。疑問点にも、しっかりと答え、ご理解を頂いています。		
10	7	○運営に関する利用者、家族等意見の反映 利用者や家族等が意見、要望を管理者や職員ならびに外部者へ表せる機会を設け、それらを運営に反映させている	事業所内に意見箱を設置し、いつでも意見を頂けるようにしています。重要事項説明書には、苦情や要望の受付先も明記し、それを掲示しています。ご家族が、来苑時、運営推進会議開催時にご意見・ご要望を受け付けており、運営に反映させています。	コロナ対策以前は、年6回開催の家族会や家族面会時に、職員が家族とコミュニケーションを取りながら、利用者の健康状態や暮らしぶりを報告し、家族の意見や要望を聞き取り、ホーム運営や利用者の日常介護に反映させている。また、玄関に意見箱を設置し、外部の苦情受付窓口も明示して、いつでも意見が出せる環境である。	
11	8	○運営に関する職員意見の反映 代表者や管理者は、運営に関する職員の意見や提案を聞く機会を設け、反映させている	全ての職員が参加する会議で、意見や提案を聞く機会を設け、何らかの問題や課題が発生した時や困難事例等については、その都度、職員の意見を聞き対応を検討し、運営に反映させています。	毎月全員参加の職員会議を開催し、職員の意見や要望、アイデア等が出しやすい雰囲気の中で、活発な意見が出され、有意義な会議になっている。出された意見を検討し、出来る事から速やかに、ホーム運営や業務改善に反映出来るように取り組んでいる。	
12		○就業環境の整備 代表者は、管理者や職員個々の努力や実績、勤務状況を把握し、給与水準、労働時間、やりがいなど、各自が向上心を持って働けるよう職場環境・条件の整備に努めている	日常より、職員の勤務状況を把握し、評価するだけでなく、各職員が目標チャレンジシートによって、年間目標を設定しており、それについても評価しています。やりがいや向上心を持って働ける環境にするべく、努めています。また、特定処遇改善一時金の支給を行いました。		
13	9	○人権尊重 法人代表者及び管理者は、職員の募集・採用にあたっては性別や年齢等を理由に採用対象から排除しないようにしている。また、事業所で働く職員についても、その能力を発揮して生き生きとして勤務し、社会参加や自己実現の権利が十分に保証されるよう配慮している	職員募集、採用時に性別や年齢は採用の条件に含まず、応募者の熱意や人間性、適正を重視しています。働いている職員も個々の能力や適正、職種に応じて意欲を持つことが出来る様、試験合格者への祝い金や年5日の年次有給休暇の確実な取得、リフレッシュ休暇など、働きやすい職場環境に取り組むなど配慮しています。	ホーム長は、職員の特技や能力を把握し、適材適所の人員配置を行い、職員が働きやすい職場環境に取り組んでいる。職員の募集は、年齢や性別、資格等の制限はなく、採用後は、新人研修や外部の研修会に参加し、資格取得を奨励し、職員一人ひとりが意欲的に働ける環境整備に取り組んでいる。	
14	10	○人権教育・啓発活動 法人代表及び管理者は、入居者に対する人権を尊重するために、職員等に対する人権教育、啓発活動に取り組んでいる	人権に関する外部研修に参加したり、内部研修を行うなど人権教育に取り組んでいます。利用者様の人権を尊重する為、職員に対して日頃から、態度や言葉使いに注意し、介護にあたる様に指導しています。(基本理念に尊厳の保持をあげています)。	利用者の人権を尊重する介護の在り方を、職員会議や朝の申し送り時に話し合い、利用者の生活習慣や環境に配慮して、言葉遣いや対応に注意し、利用者がホームの中で安心して暮らせるように支援している。また、理念に利用者の安心と尊厳を守ると明記し、職員は、常に理念を意識して利用者の尊厳のある暮らしの支援に取り組んでいる。	

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
15		○職員を育てる取り組み 代表者は、管理者や職員一人ひとりのケアの実際と力量を把握し、法人内外の研修を受ける機会の確保や、働きながらトレーニングしていくことを進めている	目標チャレンジシートを使って、職員の年間目標を立て、その実践を評価しています。また、職員の立場や経験、習熟度に応じて外部研修に参加してもらい、研修内容を共有化することで、日々の生活支援に活かせるように努めています。		
16		○同業者との交流を通じた向上 代表者は、管理者や職員が同業者と交流する機会を作り、ネットワークづくりや勉強会、相互訪問等の活動を通じて、サービスの質を向上させていく取り組みをしている	地域での研修に参加し同業者や他職種の方との交流する機会を作り情報を通じて、サービスの質の向上に取り組んでいます(コロナウイルス感染症拡大防止の為、検温・マスク着用・換気・人数等配慮有)		
<b>II. 安心と信頼に向けた関係づくりと支援</b>					
17		○初期に築く本人との信頼関係 サービスを導入する段階で、本人が困っていること、不安なこと、要望等に耳を傾けながら、本人の安心を確保するための関係づくりに努めている	身体状況、医療、家族状況の情報と共に、第一に、これまでどのような暮らし方をされてこられたのか、ご本人の訴えを傾聴する事を心がけ、何を望まれ、何が不安なのかをじっくりと聞く姿勢を大切に、信頼関係を築いていける様に支援しています。		
18		○初期に築く家族等との信頼関係 サービスを導入する段階で、家族等が困っていること、不安なこと、要望等に耳を傾けながら、関係づくりに努めている	ご本人やご家族に見学を勧め、十分納得のうえで利用していただく様にしています。住まいが変わることや知らない人の中で、生活していくことへの不安や心細さを理解して、職員が上手に関わり、スムーズに馴染んで頂ける様に支援しています。		
19		○初期対応の見極めと支援 サービスを導入する段階で、本人と家族等が「その時」まず必要としている支援を見極め、他のサービス利用も含めた対応に努めている	ご本人、ご家族、ケアマネ、医師、その他の専門職の意見など、密に連携を取りながら、必要な支援内容を見極めて対応しています。また、職員間でも十分な検討を行い、対応に努めています。		
20		○本人と共に過ごし支えあう関係 職員は、本人を介護される一方の立場におかず、暮らしを共にする者同士の関係を築いている	できる家事を一緒に行ったり、利用者同士の関係でも、お互い助け合いながら、生活を共にするもの同士として、信頼のある関係を築けるように支援しています。		
21		○本人を共に支えあう家族との関係 職員は、家族を支援される一方の立場におかず、本人と家族の絆を大切にしながら、共に本人を支えていく関係を築いている	コロナウイルス感染症拡大防止の為、面会禁止及び家族会を中止にしております。ご家族には、電話や玄関先、又状況報告等の配布を行いながら、ご家族と共に支援していく関係作りを大切にしています。(面会禁止を解除出来る期間中はパーテーション越しに面会していただいております)		

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
22	11	○馴染みの人や場との関係継続の支援 本人がこれまで大切にしてきた馴染みの人や場所との関係が途切れないよう、支援に努めている	コロナウイルス感染症拡大防止の為、面会禁止とさせていただきます。ご本人の知人、友人とお電話等を行えるような環境作りに努めています。 (面会禁止を解除出来る期間中はパーテーション越しに面会していただいております)	コロナ対策以前は、利用者の友人、知人の面会を歓迎し、ゆっくり寛げる場所やお茶等を提供し、いつでも面会出来るように支援していた。利用者が住んでいた町内の行事に職員が同行したり、馴染みの場所に出かける等、利用者が長年培ってきた人間関係や地域社会との関わりが、ホーム入居で途切れない支援に取り組んでいる。	
23		○利用者同士の関係の支援 利用者同士の関係を把握し、一人ひとりが孤立せずに利用者同士が関わり合い、支え合えるような支援に努めている	職員は、利用者様同士の関係を理解して、気の合う利用者様同士と一緒に過ごせるように配慮したり、共通の話題を提供するなど、支え合う関係作りを支援するよう心がけています。		
24		○関係を断ち切らない取組み サービス利用(契約)が終了しても、これまでの関係性を大切にしながら、必要に応じて本人・家族の経過をフォローし、相談や支援に努めている	退居後も必要に応じて連絡を取り、施設サービスを紹介したり、ご本人やご家族の相談に応じる事などに努めています。		
<b>Ⅲ. その人らしい暮らしを続けるためのケアマネジメント</b>					
25	12	○思いや意向の把握 一人ひとりの思いや暮らし方の希望、意向の把握に努めている。困難な場合は、本人本位に検討している	その人らしく生活して頂く為にご本人やご家族の希望を傾聴し、今までの生活歴、現在の状況を職員で話し合い、意思の把握、尊重に努めています。	職員は、ホームの日常会話の中から、利用者の思いや意向を時間をかけて聴き取り、記録をし職員間で共有して、家族と相談しながら思いが実現出来るように取り組んでいる。意志を伝えることが難しくなった利用者には、ベテラン職員が、利用者寄り添い優しく話しかけ、利用者の思いに近づく努力をしている。	
26		○これまでの暮らしの把握 一人ひとりの生活歴や馴染みの暮らし方、生活環境、これまでのサービス利用の経過等の把握に努めている	センター方式を活用し、利用者様個々の生活歴や馴染みの人、場所の把握に努めています。また、ご家族と電話や来訪時(玄関先)など、これまでの状況などもうかがっており、理解できるように努めています。		
27		○暮らしの現状の把握 一人ひとりの一日の過ごし方、心身状態、有する力等の現状の把握に努めている	一人ひとりの、日々の過ごされ方や心身状況をケース記録や業務日誌に具体的に記録し、職員全員が必ず、目を通すようにしています。また、ご本人の「できる事」や「できない事」を把握し、希望に沿った生活支援とともに自立支援にも努めています。		
28	13	○チームでつくる介護計画とモニタリング 本人がより良く暮らすための課題とケアのあり方について、本人、家族、必要な関係者と話し合い、それぞれの意見やアイデアを反映し、現状に即した介護計画を作成している	職員間で利用者様の状況などについて、意見を出し合って定期的にご本人・ご家族と計画作成者、担当職員などを含めてカンファレンスを行っています。また、カンファレンスで話し合われた内容には、担当の医師や訪問看護の意見など反映させ、現状に即した介護計画を作成しています。	職員は、利用者や家族とコミュニケーションを取りながら話し合い、意見や要望、心配な事を聴き取り、担当者会議の中で職員間で話し合い、利用者本位の介護計画を6ヶ月～1年毎に作成している。また、利用者の重度化や状態変化に合わせ、家族や主治医と話し合い、現状に即した介護計画の見直しをその都度行っている。	

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
29		○個別の記録と実践への反映 日々の様子やケアの実践・結果、気づきや工夫を個別記録に記入し、職員間で情報を共有しながら実践や介護計画の見直しに活かしている	日々の生活、変化などはケース記録に個別に記入しています。気づき、様子、状態を一目で分かるようにしており、職員間で情報を共有し問題や課題の対策を立て実践し見直しなどに活かしています。		
30		○一人ひとりを支えるための事業所の多機能化 本人や家族の状況、その時々生まれるニーズに対応して、既存のサービスに捉われない、柔軟な支援やサービスの多機能化に取り組んでいる	日常的なコミュニケーションやカンファレンス、電話や来訪時(玄関先)などを通してご本人やご家族の置かれている状況やニーズを随時、把握するように努め、地域密着型の利点を活かした、柔軟な支援になるように取り組んでいます。		
31		○地域資源との協働 一人ひとりの暮らしを支えている地域資源を把握し、本人が心身の力を発揮しながら安全で豊かな暮らしを楽しむことができるよう支援している	コロナウイルス感染症拡大防止の為、地域の行事等が全て中止になっています。		
32	14	○かかりつけ医の受診支援 受診は、本人及び家族等の希望を大切に、納得が得られたかかりつけ医と事業所の関係を築きながら、適切な医療を受けられるように支援している	受診はご家族の希望を聞き、協力医の2週に1度の往診を受けて頂いています。利用者様の状況に応じて協力医に相談やアドバイスを受けたり、ご家族とも密に連携をとりながら、適切な医療を受けられる様に支援しています。	入居前に、利用者や家族と話し合い、かかりつけ医と協力医療機関から主治医を選択している。2週間毎に往診出来る協力医療機関と訪問看護師、介護職員が協力して、利用者の小さな変化も見逃さず、早期治療により、利用者の健康管理は充実している。また、家族と常に連絡を取りながら、利用者の医療情報を家族と共有している。	
33		○看護職との協働 介護職は、日常の関わりの中でとらえた情報や気づきを、職場内の看護職や訪問看護師等に伝えて相談し、個々の利用者が適切な受診や看護を受けられるように支援している	週に1度の医療連携機関の訪問看護師の来園時や24時間オンコール体制により連携ができており、相談やアドバイスを受けています。また、協力医療機関や同法人の看護師職員に相談したり、アドバイスを受けながら支援しています。		
34		○入退院時の医療機関との協働 利用者が入院した際、安心して治療できるように、又、できるだけ早期に退院できるように、病院関係者との情報交換や相談に努めている。あるいは、そうした場合に備えて病院関係者との関係づくりを行っている。	入院時に状況報告行い、また、できるだけ早く退院できる様、主治医や看護師、ソーシャルワーカーなどと情報交換を行うようにしており、関係作りを行っています。		
35	15	○重度化や終末期に向けた方針の共有と支援 重度化した場合や終末期のあり方について、早い段階から本人・家族等と話し合いを行い、事業所ですることを十分に説明しながら方針を共有し、地域の関係者と共にチームで支援に取り組んでいる	重度化した場合の指針や訪問看護師・協力医との連携体制などについて、新規入居時に説明を行っています。	契約時に重要事項説明書や重度化した際の指針をもとに、利用者や家族にホームの方針体制等について説明し、承諾を得ている。また、利用者の重度化が進むと家族や主治医と常に連絡を取りながら、今後の方針を確認し、利用者が安心して終末期を過ごせる環境整備に取り組んでいる。	

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
36		○急変や事故発生時の備え 利用者の急変や事故発生時に備えて、全ての職員は応急手当や初期対応の訓練を定期的に行い、実践力を身に付けている	年に1回消防職員立会いで、救急救命講習を行っており、ホームの職員も全員がAEDの使い方や、人口呼吸、心臓マッサージの方法を学んでいます。(コロナウイルス感染症拡大防止の為、中止とさせて頂いております)		
37	16	○災害対策 火災や地震、水害等の災害時に、昼夜を問わず利用者が避難できる方法を全職員が身につけるとともに、地域との協力体制を築いている	防災避難訓練を年3回実施しています。消火器や通報装置の設置場所、誘導・避難経路、避難場所を把握し、適切に対応出来るよう訓練しています。また、緊急火災通報装置やスプリンクラーも設置、車椅子のまま避難可能な避難経路を設置しています。	防災訓練を、地域の消防団や地域住民の協力を得て実施し、通報装置や消火器の使い方、避難経路、非常口、避難場所を確保し、利用者全員を安全に、短時間で避難誘導が出来る訓練を行っている。また、非常時を想定した、非常食や飲料水、非常用持ち出し袋の備蓄を用意している。	
<b>IV. その人らしい暮らしを続けるための日々の支援</b>					
38	17	○一人ひとりの尊重とプライバシーの確保 一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねない言葉かけや対応をしている	全職員は利用者様に対する「尊厳の保持」をもとに、言葉使いに気を配り、常に傾聴する姿勢を心がけています。個人情報の取扱いには十分に配慮し、記録などの書類は、職員室で管理しています。雇用契約時には、職員から個人情報保護に関する誓約書を取っています。	利用者のプライバシーが損なわれていないかを、職員会議や朝の申し送り時に職員間で話し合い、入浴や排泄の支援では、利用者の希望や羞恥心、プライド等に配慮している。また、利用者の個人情報の取り扱いや、職員の守秘義務については、ホーム長が常に職員に説明し、情報漏洩防止の徹底に取り組んでいる。	
39		○利用者の希望の表出や自己決定の支援 日常生活の中で本人が思いや希望を表したり、自己決定できるように働きかけている	利用者様個々のコミュニケーション能力を把握して、それに応じた個別ケアの提供により、ご本人が意思や希望を表しやすく、自己決定が出来る様に支援しています。		
40		○日々のその人らしい暮らし 職員側の決まりや都合を優先するのではなく、一人ひとりのペースを大切に、その日をどのように過ごしたいか、希望にそって支援している	おおまかな1日の流れはありますが、利用者様の意思や体調を最優先に考え、一人ひとりの生活時間に合わせて個別に対応しています。現在、コロナウイルス感染症拡大防止の為、ご家族との面会・外出は控えて頂いておりますが、ご本人の希望を引き出し実現するように支援しています。		
41		○身だしなみやおしゃれの支援 その人らしい身だしなみやおしゃれができるように支援している	朝の洗面・整容介助は欠かさず行い、更衣時や入浴用意時は、本人に洋服など選んで頂く様に声掛けを行っています。また、ご家族にも身だしなみ(洋服の購入や買物支援など)に関する協力も得られています。訪問美容室にてカットや白髪染めなど個別に対応しています。(コロナウイルス感染症拡大防止の為、散髪の回数を考慮しています)		
42	18	○食事を楽しむことのできる支援 食事が楽しみなものになるよう、一人ひとりの好みや力を活かしながら、利用者と職員と一緒に準備や食事、片付けをしている	利用者様個人の能力や好み、希望を取り入れ、法人の管理栄養士の意見も取り入れながら、献立を作成しています。また、色々な食事の楽しみが得られるように工夫しています。	管理栄養士のアドバイスを受けて、栄養バランスやカロリー計算された料理を、職員が交代で調理し、利用者の残存能力を活かして、調理の下拵えや片付けを手伝ってもらい、味や彩り、盛り付けに工夫し、職員は利用者と一緒に同じ料理を談笑しながら食べる様子は楽しそうで、食欲増進に繋げている。	

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
43		○栄養摂取や水分確保の支援 食べる量や栄養バランス、水分量が一日を通じて確保できるよう、一人ひとりの状態や力、習慣に応じた支援をしている	法人内の管理栄養士や訪問看護師、協力医のアドバイスをもらい、CP10ゼリーやとろみなども活用しながら支援しています。水分に関しては、水分制限のある方も含め、定期的な水分提供と一日の水分量のチェックを行っています。また、口腔・栄養スクリーニングを行っています。		
44		○口腔内の清潔保持 口の中の汚れや臭いが生じないように、毎食後、一人ひとりの口腔状態や本人の力に応じた口腔ケアをしている	歯科医師より指導を受け、ご自身で口腔ケアされた後、声掛けを行いながら、仕上げや口腔内の観察等を個別にて支援しています。(口腔衛生管理体制加算を算定しています)		
45	19	○排泄の自立支援 排泄の失敗やおむつの使用を減らし、一人ひとりの力や排泄のパターン、習慣を活かして、トイレでの排泄や排泄の自立にむけた支援を行っている	安心して排泄ができる様に利用者様、一人ひとりのADLや排泄行動、サインを把握し、排泄の失敗がないよう個々に声掛け、トイレ誘導や介助を行っています。	職員は利用者の生活習慣や排泄パターンを把握し、利用者に合わせて声掛けや誘導を行い、利用者のプライドや羞恥心に配慮した介助を行っている。また、毎日のリハビリ体操で下肢筋力を鍛え、排泄の自立に向けた支援とオムツ使用の軽減に取り組んでいる。	
46		○便秘の予防と対応 便秘の原因や及ぼす影響を理解し、飲食物の工夫や運動への働きかけ等、個々に応じた予防に取り組んでいる	十分な水分が取れるように、個々人の水分量をチェックし、繊維野菜を多く取り入れ、体操や歩行など、適度な運動も取り入れています。また、牛乳嫌いやお茶嫌いな方には、好きな飲み物やヨーグルトなど、その方に合わせた便秘予防に取り組んでいます。		
47	20	○入浴を楽しむことができる支援 一人ひとりの希望やタイミングに合わせて入浴を楽しめるように、職員の都合で曜日や時間帯を決めてしまわずに、個々にそった支援をしている	日曜日を除いて入浴としていますが体調に配慮しながら、ご本人の希望に合わせて、対応しています。拒否される利用者様には、ご本人が納得できるように声掛けを行い入浴して頂いています。	入浴は、利用者の希望で日曜日以外何時でも入浴出来るように支援し週2回を基本としている。肩までゆっくり浸かってもらい、職員の見守りと楽しい会話の中でリラックスして本音の話を聴き出している。また、入浴が困難な利用者には、時間を変更したり、職員が交代してタイミング良く声掛けし無理強いのない入浴支援に取り組んでいる。	
48		○安眠や休息の支援 一人ひとりの生活習慣やその時々状況に応じて、休息したり、安心して気持ちよく眠れるよう支援している	利用者様個々の生活習慣やその日の体調を把握・観察し、状況に応じて居室で休息して頂いています。夜も安心して気持ちよく安眠できる様に静かな環境づくりを心がけています。		
49		○服薬支援 一人ひとりが使用している薬の目的や副作用、用法や用量について理解しており、服薬の支援と症状の変化の確認に努めている	個々の服薬状況を確認できる資料を作成しており、職員はその内容を理解し、ご本人の変化に応じて主治医や薬剤師に服薬内容の変更などについて相談しています。		

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
50		○役割、楽しみごとの支援 張り合いや喜びのある日々を過ごせるように、一人ひとりの生活歴や力を活かした役割、嗜好品、楽しみごと、気分転換等の支援をしている	一人ひとりの能力や楽しみを日々の生活に生かせる様に支援しています。洗濯たたみやテーブル拭き、嗜好品、またご家族と電話などについても支援をしています。(コロナウイルス感染症拡大防止の為、面会・外出を控えています)		
51	21	○日常的な外出支援 一人ひとりのその日の希望にそって、戸外に出かけられるよう支援に努めている。又、普段は行けないような場所でも、本人の希望を把握し、家族や地域の人々と協力しながら出かけられるように支援している	外に出かける楽しみの重要性を職員は認識しており、ドライブや季節を感じられる行事や風景の見物に行ったり、近所を散歩したりしています。(コロナウイルス感染症拡大防止の為、ご家族や地域の方との接触は控えています)	コロナ対策以前は、自然が残る周辺の散歩を日課とし、買い物や花見、ドライブに出掛けたり、地域の祭りや行事に利用者と職員が参加して、利用者の気分転換を図っている。また、家族の協力を得て、買い物や外出等に出かけてもらい、利用者の生きがいに繋がる外出の支援に取り組んでいるが、現在はコロナ禍の中で自粛している。	
52		○お金の所持や使うことの支援 職員は、本人がお金を持つことの大切さを理解しており、一人ひとりの希望や力に応じて、お金を所持したり使えるように支援している	ご本人の希望に応じて対応しています。また、金銭の管理が困難な利用者様については、買物時に希望を聞き支援しています。(コロナウイルス感染症拡大防止の為、買物同行は控えています)		
53		○電話や手紙の支援 家族や大切な人に本人自らが電話をしたり、手紙のやり取りができるように支援をしている	電話をかけたいと希望された場合は、電話の子機を使用して頂いています。手紙についてもやり取りができるように支援しています。		
54	22	○居心地のよい共用空間づくり 共用の空間(玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等)が、利用者にとって不快や混乱をまねくような刺激(音、光、色、広さ、温度など)がないように配慮し、生活感や季節感を採り入れて、居心地よく過ごせるような工夫をしている	ホーム内は、明るく広々として天井も高く、リビングにはソファ、廊下には椅子を配置したり、リビングからは、季節が楽しめる広い庭が見渡せるようにしています。また、一緒に作ったひまわりの絵や、月々の行事での写真などを飾り、明るく居心地の良い雰囲気心をかけています。浴室、トイレは衛生面に留意し、清潔で、気持ち良く過ごせるように工夫しています。	民家を改築した室内は、清潔で家庭的な、ゆったりとした生活空間のリビングルームでは、季節毎に変化する庭を眺め、四季の変化を五感で感じとっている。利用者と職員と一緒に制作した作品が、季節毎に飾られ、仲の良い利用者同士が談笑したり、職員とゲームや体操で盛り上がり、明るくて清潔な共用空間である。	
55		○共用空間における一人ひとりの居場所づくり 共用空間の中で、独りになれたり、気の合った利用者同士で思い思いに過ごせるような居場所の工夫をしている	共用空間は、ゆったりとくつろいで過ごせるように、ソファや椅子を多く配置し、また、玄関、廊下の奥にはベンチがあり、気の合った方同士、くつろいで会話や休息ができる場所を設け、思い思いに過ごせるように工夫しています。		
56	23	○居心地よく過ごせる居室の配慮 居室あるいは泊まりの部屋は、本人や家族と相談しながら、使い慣れたものや好みのものを活かして、本人が居心地よく過ごせるような工夫をしている	利用者様の好みや状態に合わせて使い慣れた寝具、家具や思い出の品物、好みの置物、飾り物などご本人が居心地良く過ごせるように工夫しています。	利用者が長年使い慣れた筆筒や愛用の人形、電気製品、机や鏡、生活用品を家族の協力で持ち込み、生活環境が急変しないように配慮し、部屋は洋室と和室があるので、利用者が自分の部屋として、穏やかに暮らせる環境を整えている。また、室内は清掃が行き届き明るく清潔で、居心地の良い居室である。	
57		○一人ひとりの力を活かした安全な環境づくり 建物内部は一人ひとりの「できること」「わかること」を活かして、安全かつできるだけ自立した生活が送れるように工夫している	利用者様一人ひとりの理解力に応じて、分かり易いように、ゆっくりと一つひとつ声かけし、混乱や失敗のない、自立した生活が送れるように努めています。また、廊下、トイレには手すりを設置し、居室の記名やトイレの場所の案内表示をするなどしています。		